



福島医発第 580 号 (地)

令和 2 年 5 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る臨時的な取扱いについて

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 6 日付け福島医発第 3231 号 (地)「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出に関し、厚生労働省保険局医療課より地方厚生 (支) 局医療課に対して臨時的な取扱いについての事務連絡が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

今回の臨時的な取扱いは、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、各都道府県における令和 2 年度診療報酬改定の周知が十分に行われていない状況を鑑み、施設基準の届出を必要とされているものについて、令和 2 年 5 月 29 日までに届出書の提出があり、5 月 1 日に遡及して受理してほしい旨の申し出を行った場合、5 月 29 日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5 月 1 日に遡って算定することが可能となります。

特に、施設基準の改正により、令和 2 年 3 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和 2 年 4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なものである「救急医療管理加算」「小児運動器疾患指導管理料」「小児科外来診療料」「摂食機能療法の注 3 に掲げる摂食嚥下支援加算」「導入期加算 2 (人工腎臓の注加算)」等の届出につきましては、ご注意くださいようお願いいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

(保 66)

令和 2 年 5 月 2 0 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る
臨時的な取扱いについて

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出に関し、厚生労働省保険局医療課より臨時的な取扱いについての事務連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の臨時的取扱いは、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、各都道府県における令和 2 年度診療報酬改定の周知が十分に行われていない状況を鑑み、施設基準の届出を必要とされているものについて、令和 2 年 5 月 2 9 日までに届出書の提出があり、5 月 1 日に遡及して受理してほしい旨の申し出を行った場合、5 月 2 9 日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5 月 1 日に遡って算定することが可能となります。

特に、施設基準の改正により、令和 2 年 3 月 3 1 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和 2 年 4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なものである「救急医療管理加算」「小児運動器疾患指導管理料」「小児科外来診療料」「摂食機能療法の注 3 に掲げる摂食嚥下支援加算」「導入期加算 2（人工腎臓の注加算）」等の届出につきましては、ご注意くださいようお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る臨時的な取扱いについて
(令和 2 年 5 月 20 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 20 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る
臨時的な取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）により、また、訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きについては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）により示しているところである。今般の新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、各保険医療機関等において業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、当該届出が必要とされているものについて、令和 2 年 5 月 29 日までに届出書の提出があったものであって、当該保険医療機関等から 5 月 1 日に遡及して受理して欲しい旨の申し出があった場合、5 月 29 日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5 月 1 日に遡って算定することとしても差し支えないこととしたので、その取扱いについて遺漏のないよう、ご対応をお願いしたい。